

地下水揚水規制の概要

	工業用水法	県民の生活環境の保全等に関する条例	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例												
経 過	S35. 6.17 名古屋地域揚水規制 S59. 7. 5 尾張地域揚水規制	S49. 9.30 揚水規制 S51. 4. 1 区域拡大	S49.11.16 揚水規制												
規制地域	名古屋地域 名古屋市南区の一部、港区の一部 尾張地域 一宮市始め尾張 11 市町村	第一規制区域…稻沢市以南 第二規制区域…一宮市等 第三規制区域…春日井市等	名古屋市全域												
規制対象用途	工業用	家用を除く全用途 ただし、工業用水法適用のものは除く	(左に同じ)												
許可基準	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3">名古屋地域</td> </tr> <tr> <td>地 域</td> <td>揚水機の吐出口の断面積 (cm²)</td> <td>ストレーナーの位置 (地表面下m)</td> </tr> <tr> <td>南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)</td> <td>46 以下 46 を超える もの</td> <td>80 以深 300 //</td> </tr> <tr> <td>上に掲げる地 域以外の地域</td> <td>46 以下 46 を超える もの</td> <td>90 以深 180 //</td> </tr> </table> <p>尾張地域 (1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅又は 2,000 m 以深であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm² (直径 4.91cm) 以下である こと</p>	名古屋地域			地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)	南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)	46 以下 46 を超える もの	80 以深 300 //	上に掲げる地 域以外の地域	46 以下 46 を超える もの	90 以深 180 //	(1) ストレーナーの位置 地表面下 10m 以浅であること (2) 揚水機の吐出口の断面積 19 cm ² 以下であること (3) 揚水機の原動機の定格出力 2.2kW 以下であること (4) 1 日当たりの事業所総揚水量 350 m ³ 以下であること	(左に同じ)
名古屋地域															
地 域	揚水機の吐出口の断面積 (cm ²)	ストレーナーの位置 (地表面下m)													
南区、港区 (堀川以西の 地域及び潮見 町を除く。)	46 以下 46 を超える もの	80 以深 300 //													
上に掲げる地 域以外の地域	46 以下 46 を超える もの	90 以深 180 //													
その 他	許可井戸の使用者は、井戸使用状況報告の義務	揚水機の吐出口の断面積 (2つ以上) の揚水設備がある場合はその合計) が 19 cm ² を超えるものは、 水量測定器設置、揚水量報告義務	(左に同じ) 揚水設備以外の設備 (断面積が 6 cm ² 以下のもの) のうち家用のもの以外の設置届出義務 地下掘削工事の届出及びその際の 地下水のゆう出量の報告義務												

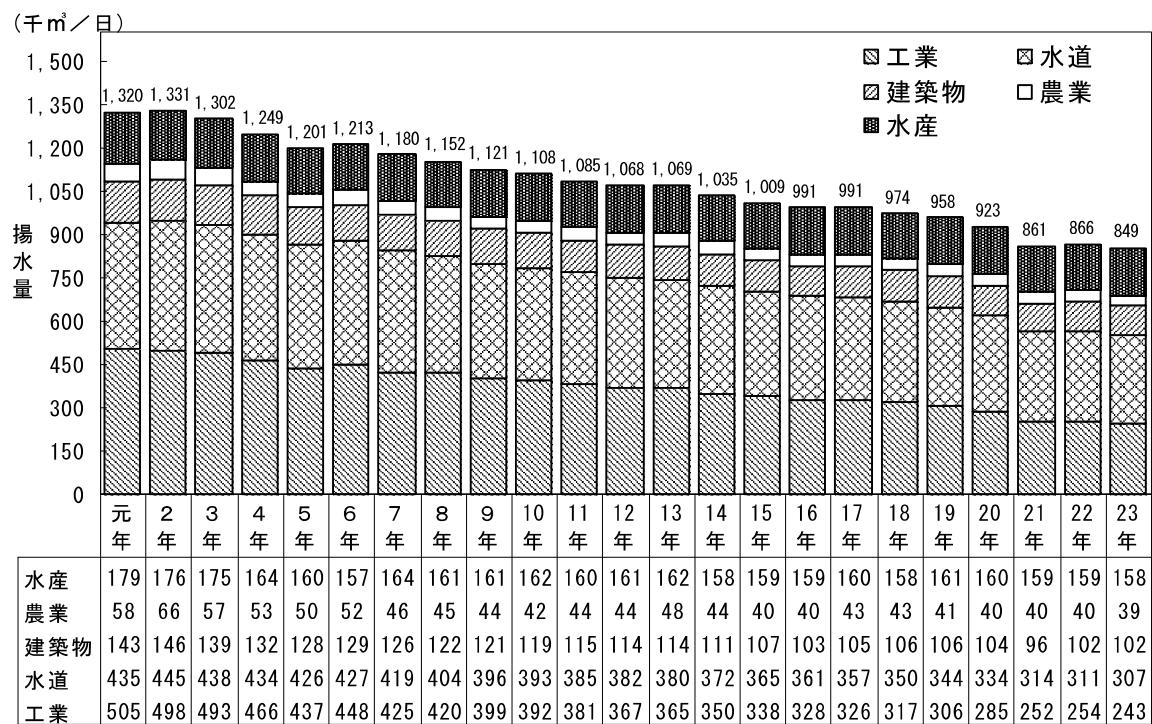
問 合 せ 先

地下水採取に関する規制、水量測定器の設置、融資制度についての問合せ、ご相談は、下記の機関で取扱っています。

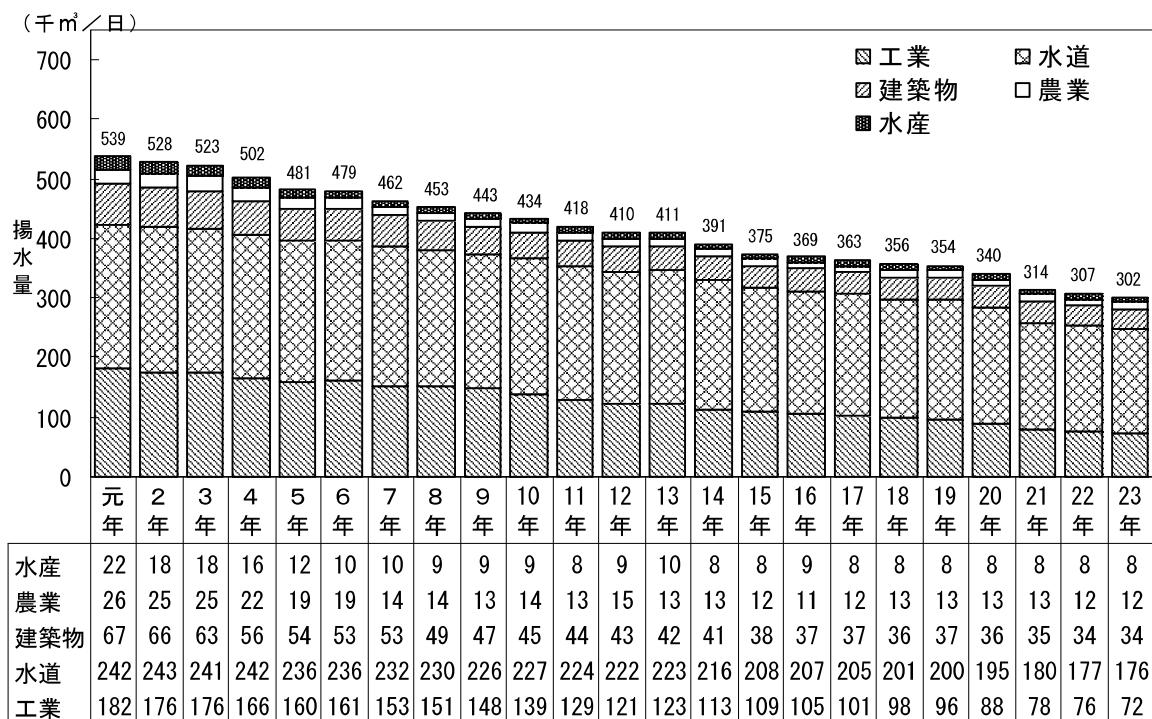
所轄の県民事務所等環境保全課

愛知県環境部水地盤環境課 TEL (052) 954-6223、6224

愛知県の地下水総揚水量



尾張地域地下水総揚水量



(注) 県民の生活環境の保全等に関する条例の規制区域 19 市町村。

資料：県環境部

参考3 工場・事業場に対する排水規制等について

1 排水規制の概要

水質汚濁防止法（以下、「法」という。）により、汚水又は廃液を排出する施設として種々の特定施設が定められています。特定施設を設置する製造業、サービス業等の工場・事業場（特定事業場）からの排出水には、濃度規制と総量規制が適用されており、その概要は表1のとおりです。

濃度規制としては、pH、BOD等の生活環境項目及びカドミウム、トリクロロエチレン等の有害物質に係るものがあり、全国一律に基準が定められています。

さらに本県では、水質保全を一層推進するため、条例により全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めています。

また、総量規制としては、COD、窒素及びりんが規制項目として定められています。

表1 愛知県における排水規制等の概要

	物質又は項目名	規制時期	根拠	排水基準適用対象
生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	S46. 6.24 S47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50 m ³ 以上排出する特定事業場 ・50 m ³ 未満の特定事業場を含む (水域、業種等により対象規模等が異なる)
	窒素、りん	S60. 7.15 H 5.10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場(※を除く)
濃度規制 健康項目	カドミウム、鉛、シアン、有機りん、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	S46. 6.24	水質汚濁防止法	・すべての特定事業場 (上乗せ条例により一部地域でシアンを規制している。)
	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	H 1.10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン 他 10 物質	H 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	ほう素、ふっ素、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物	H13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	1,4-ジオキサン	H24. 5. 25	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
総量規制	COD	S55.7.1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に 50 m ³ 以上排出する特定事業場
	窒素、りん	H14.10.1	水質汚濁防止法	
指導値	COD	S56.7.1	小規模事業場等 排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち一定の排水量 以上の工場等(特定事業場以外を含む)
	窒素、りん	H15.10.1		

(注) 上乗せ条例：水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

資料：県環境部